

# 函館大妻高等学校における介護福祉士養成課程に関する規定

## (目的)

第1条 函館大妻高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則及び教務内規に定める他、本規定の定めるところによる。

## (名称・位置)

第2条 介護福祉士養成課程は、函館大妻高等学校福祉科（北海道函館市柳町14番23号）に置くものとする。

## (修業年限)

第3条 介護福祉士養成課程の修業年限は3年とする。

## (学年定員・学級数)

第4条 学年1学級とし、定員数は30名とする。

## (入学資格)

第5条 学校教育法第57条の規定に基づき、中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

## (入学者の選考)

第6条 入学者選抜試験を実施し、選考する。

## (養成課程・履修方法・単位の認定)

第7条 介護福祉士養成課程に設定された別紙の教科科目53単位を、すべて履修・修得しなければならない。

2 1単位を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする。

3 単位の認定は、学年末における評定が「2」以上で、かつ出席時数が、法定授業時数の80%（特別な場合は70%を認めるが、介護実習は80%）以上とする。

## (実習費の徴収)

第8条 介護福祉士養成のためにかかる実習費は、別途徴収する。

附則 本規定は、平成21年4月1日より施行する。

本規定は、平成30年4月1日より改正し、運用する。

本規定は、令和7年4月1日より改正し、運用する。